

愛知県立芸術大学紀要編集委員会規程

昭和 52 年 4 月 1 日

最近改正 平成 6 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 本学に、紀要編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「愛知県立芸術大学紀要」(以下「紀要」という。)に関し、次に掲げる事項を審議し、処理する。

- (1) 原稿の募集に関すること。
- (2) 編集に関すること。
- (3) その他紀要の発行に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1)各学部の専任教員(次に定める教養教育等を担当する専任教員を除く。)の中から選出された者 2 名
 - (2)教養教育等(教養教育、基礎教育及び教職の各科目をいう。)を担当する専任教員から選出された者 2 名
- 2 委員は、学部及び教養教育等の実情によって若干名を増減することができる。
 - 3 委員は、学長が任命する。
 - 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員に欠員が生じたときは、すみやかに、補充するものとしてその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(発行)

第5条 紀要の発行は、原則として年 1 回とする。

(寄稿者)

第6条 紀要に寄稿できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)本学の専任の教職員
- (2)本学の非常勤の教員
- (3)本学が主催する共同研究又は調査活動に参加した者
- (4)その他委員会が認めた者

(事務)

第7条 委員会の事務は、図書館事務室が処理する。